

住宅改修、福祉用具プランの流れについて

プランの流れ

ケアマネージャーがお客さまときめ細かいご相談をしながら、プランニングから施工までトータルに対応。お客さまの身体状況や生活環境にあわせて、安心して暮らせる住まいづくりをお手伝いいたします。



介護保険制度「特定福祉用具購入費、住宅改修費」の支給について

福祉用具購入	対象者	要介護認定によって 要支援(1~2)、要介護(1~5) と認定された方。 40~64歳までの方については16種類の特定疾病が原因で 要介護状態となった場合が認定の対象となります。
	支給 限度額	同一年度で 上限10万円 まで この場合、1割負担の方は9万円、 2割負担の方は8万円が 介護保険から給付されます。
		<p>支給限度額 10万円</p> <p>1割負担 (2割負担) 保険給付 (介護保険から給付)</p>
住宅改修	対象者	要介護認定によって 要支援~要介護度5 と認定された方。
	支給 限度額	改修に要した費用として 上限20万円 まで 例えば改修に要した費用が20万円の場合、そのうち9割(18万円)または、一定以上の所得者は2015年 8月より8割(16万円)が保険で支給され、自己負担は1割(2万円)または2割(4万円)となります。 住宅改修費の支給は複数回に分けて利用することも可能です。 上限は20万円となっていますが、複数回に分けて利用することも可能です。 例えば10万円の改修を行った場合、この10万円を次回に繰り越して別改修の際に利用可能です。つ まり上限金額である20万円までであれば、複数回にわたっての利用することができます。 また、支給額は1人あたりに対しての金額となりますので、夫婦2人が対象の場合、2人分で合計40万 円までが対象となります。

お見積は無料にて承ります。お気軽にご相談ください。

特殊寝台・
特殊寝台付属品

床ずれ
予防用品

車いす・
車いす付属品

スロープ

歩行器・
歩行補助用品

手すり

移動用リフト・
徘徊用感知機器

住宅改修